

静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月10日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第1号

静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第33条第1項、第34条第1項、第35条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3項、第40条から第42条まで、第44条第1項、第45条第1項又は第46条第1項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項、第45条第3項又は第47条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>(3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第44条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 (略)</p> <p>第58条 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第43条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。</p>	<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第50条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u></p> <p>第57条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第33条第1項、第34条第1項、第35条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3項、第40条から第42条まで、第44条第1項、第45条第1項又は第46条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項、第45条第3項又は第47条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により付けた条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第44条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第58条 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第43条第1項の規定に違反したときは、<u>当該違反行為をした者は、科料に処す</u></p>

る。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第57条第1項の改正（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。